

# 火 災の件数が増加 火の取り扱いには十分注意

火災警報器の設置や日ごろから火事になりにくい環境づくりを



1月から5月19日にかけて、すでに12件の火災が発生しています。これは、昨年と同じ時期に比べて7件も増加。昨年1年間の火災件数が15件だったので、昨年を超えるペースで火災が発生しています。

## ■火災の原因は放火や失火

12件の火災の内訳は、建物7件、車両1件、その他4件。その原因は、放火（疑い含む）や失火などによります。空気が乾燥しているときは、火災が起きやすいので特に注意してください。

## ■火の取り扱いに注意を

火災を防ぐために以下のことに気を付けて、火災のない安全で安心なまちづくりにご協力ください。  
 ▷調理中は火元から離れないようにしましょう  
 ▷寝たばこ、たばこのポイ捨ては絶対にやめましょう  
 ▷子どもの手が届く所にマッチやライターを置かな

うにしましょう

- ▷コンセントはこまめに掃除をしましょう
- ▷住宅用火災警報器を設置して定期的に点検を
- ▷寝具類やカーテン、エプロンなどは防炎品に
- ▷消火器を設置して使い方を覚えましょう
- ▷近所で協力して火の用心を心掛けましょう

## ■市民向けの防火講習会なども実施

市消防本部では、火災の傾向や防火意識を高めるため、市民向けの講習会を行っています。申し込みは、市消防本部予防課まで。

【問】市消防本部予防課 ☎ 74・0121

## ◆放火による火災が発生、放火対策を万全に

近年、放火による火災が市内で発生しています。全国的には建物の外回りや倉庫、アパートなどの共同住宅の玄関ホールなど、侵入しやすい場所や人気のない暗がりの場所での放火が目立ちます。以下のことに気を付けて、放火させない環境づくりを心掛けてください。

- ▷家の周りは外に紙くずや段ボール箱など燃えやすい物を置かず整理整頓を▷ごみは収集日の朝に出す▷物置、車庫に鍵をかける▷ポストに郵便物をため込まない▷車やバイクなどを外に放置しない

放火セツタイダメ!



# 熱 中症患者の半数は高齢者 今から熱中症対策を

熱中症予防のポイントは「水分補給」と「暑さを避ける」



これからの季節は気温と湿度が高くなります。そこで気を付けたいのが熱中症。熱中症は、真夏の炎天下だけでなく、梅雨の時期や室内、夜中でも発生します。熱中症は命を落とすこともある病気で、体が暑さ慣れていない場合は特に危険です。今から熱中症にならないよう心掛けてください。

## ■昨年夏の熱中症患者の約半数が高齢者

昨年の7月から9月の間に、熱中症の症状で救急搬送された人は、全国で4万3864人でした（出典：消防庁「平成24年夏期（7月～9月）の熱中症による救急搬送状況の概要」）。そのうち、65歳以上の高齢者は1万9848人で、45.2%を占めています。

高齢者は、暑さやのどの渇きに気づきにくくなっていて、体温調整もうまくできない人が多いので注意が必要です。

## ■熱中症にならないためのポイント

▷水分・塩分の補給する＝のどが渇く前や暑い場所に出る前、汗をかいた後はこまめに水分と塩分の補給を

- ▷暑さを避ける＝扇風機やエアコンを上手に使う。遮光カーテンやすだれなどで室温が上がらない工夫を
- ▷外出時は服装に気を付ける＝日傘や帽子を着用し、通気性の良い、吸汗・速乾の衣服を着用
- ▷体調管理に気を付ける＝特に体温調整が十分でない高齢者や乳幼児には、こまめに体温を測定する。暑さを我慢したり、無理に外出したりせず、適度に休息を。また、食事はしっかりとって体力づくりを

【問】市健康づくり課健康係 ☎ 77・8536



## ◆こんなときは熱中症に注意

- 暑さ慣れていない  
急に暑くなるときや梅雨明けなどでなりやすい
- 気温が高い（28度以上）  
体温調節の働きが追い付かない
- 風がなく湿度が高い（70%以上）  
汗が蒸発しにくく、体に熱がこもる
- 日差しが強い  
地面からの照り返しに注意
- 熱帯夜やその翌日  
室内や夜間でも熱中症に注意。寝不足など体調が悪いときは無理せず休息を

# 都 市計画原案の縦覧、公聴会を開催

縦覧期間は6月4日～18日、公聴会は6月25日に開催

市は、都市計画の原案を作成しましたので、都市計画法に基づく原案の縦覧と公聴会を開催します。

●対象となる原案 ①柳川都市計画用途地域の変更、②柳川都市計画準防火地域の変更、③柳川駅東部地区地区計画の策定

## ■縦覧と公述の申し出

●原案の縦覧、公述申し出期間 6月4日（火）～18日（火）（土日を除く）、午前8時30分～午後5時

●縦覧場所 柳川庁舎2階まちづくり課、三橋庁舎2階区画整理推進室

●公述の申し出方法 公聴会で意見を述べるためには申し込みが必要です。6月18日（火）の午後5時までに、市まちづくり課や市市区画整理推進室にある公述申請書に記入して、持参または郵送（〒832・8601 本町87

番地1）

●対象者 市在住の人、①～③の原案に利害関係がある人。なお、③の原案について利害関係がある人は、市の条例により6月19日から25日までに意見書を提出することもできます。

## ■公聴会

●開催日時 6月25日（火）、午後7時～9時

●会場 三橋公民館講義室

●傍聴 当日の午後6時30分から受け付け。希望者が多数の場合は抽選で決定。なお、公述を申し出た人がいない場合は公聴会を中止します。

【問】①②市まちづくり課まちづくり計画係 ☎ 77・8552）、③市市区画整理推進室管理係 ☎ 77・8824）

# 児 童手当を受けている人は6月の現況届を忘れずに

6月17日～19日、午後5時～8時は柳川庁舎13番窓口でも受付

児童手当を受けている人で6月分以降も引き続き受けるためには、毎年6月中旬に現況届の提出が必要です。対象者には、6月中旬までに現況届を同封したお知らせを送付しますので、忘れずに市へ届けてください。なお、次の各校区ごとの指定日に届け出ることができない場合は、他の日か郵送でも受け付けます。

## ●日程、受付会場

日程	お住まいの校区	受付会場
6月17日（月）	柳河、城内、両開	柳川庁舎 2階第4会議室
6月18日（火）	東宮永、矢留、蒲池	
6月19日（水）	昭代第一、昭代第二	
6月20日（木）	中島、有明、皿垣	大和庁舎
6月21日（金）	豊原、六合、大和	1階第1会議室
6月24日（月）	藤吉、中山	三橋庁舎
6月25日（火）	二ッ河、矢ヶ部、垂見	1階第1会議室

●受付時間 午前9時～午後5時

●提出期限 6月28日（金）。郵送の場合は6月30日（消印有効）

※6月17日（月）～19日（水）、午後5時～8時は、校区に関係なく、柳川庁舎1階13番窓口でも受け付けます。仕事帰りなどに利用してください。

※現況届の他に必要なものなど詳しくは、送付するお知らせをご覧ください。

【問】市子育て支援課児童家庭係 ☎ 77・8522）

